

広島県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和七年五月七日までの間、縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道三次高野線	三次市三次町字中所一〇一七六番二地先から 三次市三次町字中所一〇一七六番二地先まで	令和七年四月二一日